平成２５年（フ）第１０４号
埼玉県蓮田市大字井沼739番地２
債務者　佐々木和也
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力118番地145
債務者　鈴木　　勇
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小沢　剛司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
埼玉県川口市大字西新井宿1065番地の１　川口かがやきの里
債務者　田口　征市
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　義明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
宮崎市大塚町窪田3342番地７
債務者　押川　貴佳
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　貴博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１０号
埼玉県熊谷市久下4852番地　グリーンピア201号室
債務者　日吉　千穂
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２６号
熊本市東区東野３丁目12番８号　ベルレージュＲⅡ203、前住所熊本市西区春日４丁目19番11号
債務者　緒方菜穂子
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１２号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町56番地　ヴィラコート瀬戸ケ谷203号
債務者　堤　　晴
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大笹　秀一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地10　エヴォルート南栄508号
債務者　西小野　濶
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河口友一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５号
鹿児島県いちき串木野市旭町107番地　ナカヨシコーポ305号
債務者　高比良　洋
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河口友一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目１番７号　ファミール城西201号
債務者　熊須　義治
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下村　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目359番地１、旧住所さいたま市岩槻区大字小溝505番地５
債務者　奈良原康博
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　　裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
奈良市学園大和町１丁目1367番地の４
債務者　月村　勝宏
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５６号
富山県高岡市福岡町福岡1104番地
債務者　菓子処三角屋こと　三角　勝司
１　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５７号
富山県高岡市福岡町福岡1104番地
債務者　三角　初枝
１　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３０９号
札幌市中央区北２条西26丁目２番21―410号
債務者　森谷　恭子（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚越　朱美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４３号
名古屋市西区那古野１丁目11番５号
債務者　加藤　靖雄
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　拓広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５９号
熊本市中央区黒髪１丁目５番63―202号、前住所熊本市西区中島町８番地４
債務者　石井　昭博
１　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　好郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係